



住民票が作成される外国人住民の方が加入できる保険

新たな外国人住民制度がスタートします!



7月9日(月)から、今までの外国人登録制度が廃止され、新しい在留管理の制度が始まります。さらに日本人と同様、住民基本台帳法が適用され、外国人住民の方にも住民票が作成されます。

外国人登録をしていた方の居住などの証明は、これまでは「外国人登録原票記載事項証明書」でしたが、7月9日以降は新たに「住民票の写し」が交付されます。また、日本人と同じ世帯に住む外国人住民の方は、世帯全員の住民票の写しと一緒に記載されるようになります。

◆市民課 田(☎042-460-9820)・保(☎042-438-4020)

◆新たに住民票が作成される方

次の①～④のいずれにも当てはまらない外国人住民の方です。

- ①3カ月以下の在留期間が決定された方
- ②「短期滞在」の在留資格が決定された方
- ③「外交」または「公用」の在留資格が決定された方
- ④在留資格がない方

◆外国人住民の方の手続き方法が変わります

7月9日以降、住民票に記載されている外国人住民の提出が住所を変更するときは、次のような手続きが必要です。

□**転居**(西東京市内で住所を変更したとき)

新しい住所に住み始めてから14日以内に、外国人登録証明書(または在留カード・特別永住者証明書)をご持参のうえ、市民課に「転居届」を提出してください。

□**転出**(西東京市から他の市区町村へ住所を変更するとき)

新しい住所が決まりましたら、引っ越しする予定日のおおむね2週間前から市民課に「転出届」を提出してください。「転出証明書」を無料で交付します。

□**出国・海外転出**(西東京市から海外へ引っ越しするとき)

海外への引っ越しが決まりましたら、引っ越しする予定日のおおむね2週間前から市民課に「転出届」を提出してください。

□**転入**(他の市区町村から西東京市内に住所を変更したとき)

前の住所地の市区町村が発行した「転出証明書」と外国人登録証明書(または在留カード・特別永住者証明書)をご持参のうえ、西東京市の新しい住所に住み始めてから14日以内に「転入届」を提出してください。

※上記の住所変更手続き、および特別永住者の方の手続きについて、今までは田無庁舎のみで受け付けていましたが、7月9日以降は、田無庁舎・保谷庁舎・柳橋出張所・ひばりヶ丘駅前出張所でも受け付けます。お近くの庁舎・出張所をご利用ください。

◆7月11日(水)から住民票の写しを自動交付機で取得できます

ご本人が外国人登録証明書(または在留カード・特別永住者証明書)などの官公署の発行した顔写真入りの身分証明書、免許証または許可証を持って申請すると、「西東京市民カード」が無料で交付されます。暗証番号を設定することにより、市内7カ所に設置されている住民票等自動交付機で住民票の写しを取得することができます。

すでに印鑑登録をしていて「西東京市民カード」をお持ちの方は、住民票用の暗証番号を設定することにより、住民票の写しを住民票等自動交付機で取得できるようになります。対象の方には、7月9日以降にご案内をお送りします。

(住民票等自動交付機が休止します)

住民基本台帳法改正に伴うシステム改修のため、下記日程で住民票等自動交付機のサービスが停止します。ご理解とご協力をお願いします。

時 7月9日(月)・10日(火)

場 田無庁舎・保谷庁舎、ひばりヶ丘駅前出張所、柳沢公民館・芝久保公民館・保谷駅前公民館、東伏見ふれあいプラザにあるすべての住民票等自動交付機
※なお、上記期間について、住民票の写し、印鑑登録証明書の臨時夜間交付窓口を開設します(西東京市民カードを必ずお持ちください)。

開設時間：午後5時15分～8時

開設場所：田無庁舎、保谷庁舎、ひばりヶ丘駅前出張所

◆市民課 田(☎042-460-9820)・保(☎042-438-4020)

医療保険

◆国民健康保険

対 会社などの健康保険の被保険者やその扶養家族、生活保護を受けている方などを除いた全ての外国人住民の方

◆後期高齢者医療

対 75歳以上の方、および65歳以上で一定の障害がある方(申請により東京都後期高齢者広域連合から認定された方)で、生活保護を受けている方などを除いた全ての外国人住民の方

□**主な変更点** 在留期間が3カ月を超える方が対象になりました(医療目的の方は対象外)。
※在留期間3カ月以下の方でも、資料により3カ月を超えて滞在すると見込まれる場合は加入できます。

国民健康保険に関すること

◆保険年金課 田(☎042-460-9822)

後期高齢者医療に関すること

◆保険年金課 田(☎042-460-9823)

※新町地区にお住まいの方は、必ず市外局番(042)からおかけください。

介護保険

対 65歳以上の外国人住民の方、または40～65歳未満の特定疾病のある外国人住民の方(生活保護受給者を除く)。

□**主な変更点** 在留期間が3カ月を超える方が対象になりました。

※在留期間3カ月以下の方でも、資料により3カ月を超えて滞在すると見込まれる場合は加入できます。

◆高齢者支援課 保

(☎042-438-4031)

子供医療助成

健康保険に加入している0歳～中学3年生相当年齢の外国人住民のお子さんで、この制度の医療助成を受けていない場合は申請してください。

※必要書類については、下記へご連絡ください。

◆子育て支援課 田

(☎042-460-9840)

固定資産税を減額します

住宅耐震工事

昭和57年1月1日以前から市内にある住宅に耐震改修工事を行い、下記の要件をいずれも満たしている場合、改修工事が完了した年の翌年度分の当該家屋に係る固定資産税を、住宅面積の120㎡まで2分の1減額します(都市計画税は含まれません)。

□減額を受けられる要件

①改修工事後3カ月以内に、資産税課(田無庁舎4階)へ申告する ②耐震改修工事に要した費用が30万円以上である

□減額される期間

○平成22年1月1日～平成24年12月31日に改修が完了した場合、翌年度から2年間

○平成25年1月1日～平成27年12月31日に改修が完了した場合、翌年度から1年間

□必要書類

①耐震基準適合住宅に係る固定資産税の減額適用申告書 ②耐震改修工事証明書 ③耐震改修工事に要した費用の領収書の写し

住宅のバリアフリー改修

平成19年1月1日以前から市内にある家屋にバリアフリー改修工事を行い、下記の要件をいずれも満たしている場合、改修工事が完了した年の翌年度分の当該家屋に係る固定資産税を、住宅面積の100㎡まで3分の1減額します(都市計画税は含まれません)。

□減額を受けられる要件

①65歳以上の方および要介護・要支援の認定を受けている方、障害をお持ちの方が居住する家屋である(賃貸住宅を除く) ②平成19年4月1日～平成25年3月31日に一定のバリアフリー改修工事を行う ③改修工事後3カ月以内に資産税課(田無庁舎4階)へ申告する ④バリアフリー改修工事に要した費用が30万円以上である(補助金などを除く自己負担額) ⑤現在、新築住宅軽減および耐震改修に伴う減額を受けていない家屋である

□必要書類

①住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税の減額適用申告書 ②改修工事の内容などを確認できる書類(工事明細書・現

場の写真[※]) ③バリアフリー改修工事に要した費用の領収書の写し ④納税義務者の方の住民票の写し ⑤改修住宅にお住まいの方により次のいずれかの書類

- (1)居住者が65歳以上の場合は、その方の住民票の写し
- (2)居住者が要介護または要支援を受けている場合は、その方の介護保険被保険者証の写し
- (3)居住者に障害がある場合は、その方の障害者手帳の写し

※補助金などの交付を受けた場合は、交付を受けたことを確認することができる書類

◆一定のバリアフリー改修工事とは

廊下の拡幅、階段の勾配の緩和、浴室改良、便所改良、手すりの設置、屋内の段差の解消、引き戸への取り替え工事、床表面の滑り止め化

住宅の省エネ改修

平成20年1月1日以前から市内にある住宅(賃貸住宅を除く)に省エネ改修工事を行い、下記の要件をいずれも満たし

◆資産税課 田(☎042-460-9830)

ている場合、改修工事が完了した年の翌年度分の当該家屋に係る固定資産税を、住宅面積の120㎡まで3分の1減額します(都市計画税は含まれません)。

□減額を受けられる要件

①平成20年4月1日～平成25年3月31日に一定の省エネ改修工事(以下「熱損失防止改修」)を行う ②改修工事後3カ月以内に資産税課(田無庁舎4階)へ申告する ③熱損失防止改修工事に要した費用が30万円以上である ④現在、新築住宅軽減および耐震改修に伴う減額を受けていない家屋である

□必要書類

①住宅の熱損失防止改修に伴う固定資産税の減額適用申告書 ②熱損失防止改修工事証明書 ③熱損失防止改修工事に要した費用の領収書の写し ④納税義務者の方の住民票の写し

◆一定の熱損失防止改修工事とは

窓・床・天井・壁の断熱性を高める改修工事であること(外気などと接するもので、窓の改修工事を含めた工事であることが必須)